

令和7年2月5日

（19時15分まで職員が待機します）

市政記者クラブ 様

監査事務局担当課長 伊藤

Tel 972-3318

住民監査請求の監査結果について

令和6年12月19日に提出されました「星が丘アクティブライブラリー整備検討基礎調査業務委託に係る住民監査請求」について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を実施し、本日、請求人あてに監査結果を通知しましたので、下記のとおり監査結果の概要をお知らせします。

記

1 請求の要旨

教育長が東山遊園株式会社（以下「東山遊園」という。）と締結した星が丘アクティブライブラリー整備検討基礎調査業務委託契約は、違法かつ無効であり、東山遊園の履行行為の停止や、支出命令の差止め等、必要な措置を講じることを求める。

(1) 契約の目的【前提】

アクティブライブラリー（以下「AL」という。）の整備候補地について、星が丘テラス内商業棟の適否を調査する目的と思料される。

(2) 業務委託の必要性【違法性の主張①】

東山遊園に対し、候補地の適否調査に必要な資料の提供を求めれば足り、調査を委託する必要性は認め難い。

(3) 随意契約の妥当性【違法性の主張②】

被評価者を評価者の地位に置くに等しく、公平性・中立性・客観性に欠ける。

2 監査の結果

本件請求を棄却する。

(1) 契約の目的【前提】

ALの整備候補地の比較検討をするものではなく、星が丘テラス内商業棟におけるAL整備の実現に向けて、平面図の検討等を行うものと判断する。

(2) 業務委託の必要性【違法性の主張①】

契約の目的や、星が丘テラス内商業棟が設計段階にあることを踏まえれば、「適否調査に必要な資料の提供を求めれば足り」との主張は、妥当とはいえない。

なお、商業棟全体の建築スケジュールを踏まえ、躯体設計の完成を待たず、平面図の検討等を必要とした判断は、合理的な裁量の範囲内であり、違法又は不当

な点は認められない。

(3) 随意契約の妥当性【違法性の主張②】

契約の目的から、「被評価者を評価者の地位に置く」には当たらない。

また、契約の内容・性質や、目的達成の確実性から、相手方を東山遊園に限定した契約判断には、不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められない。

3 監査委員の意見

建築費や維持費の実費相当額を本市が負担するという点で、本市と東山遊園の間に一定の経済的利害関係があることは否定できないことや、適正な予算執行を図る観点からも、調査結果について、第三者による意見を求めるなど、より客観性の高い方法で検証を行うことで、妥当性や信頼性を確実に担保されたい。

<参考：住民監査請求とは（地方自治法第 242 条）>

住民監査請求とは、名古屋市の住民が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するもの。

監査委員は、請求があった日から 60 日以内に、監査の結果を請求人へ通知することとされている。